令和3年2月 総会議事録

日 時 令和3年2月25日(木)

午前 10 時 00 分

場 所 豊橋市上下水道局 大会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和 3 年 2 月 25 日 (木) 午前 10 時 00 分開会 午前 10 時 48 分閉会
- 2 場 所 豊橋市牛川町字下モ田 29番地 1 豊橋市上下水道局 大会議室
- 3 議事及び報告
 - (1)議案
 - 議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第77号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第78号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第79号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
 - 議案第80号 農用地利用集積計画について
 - 議案第81号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第82号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の 証明について
 - 議案第83号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて
 - 議案第84号 豊橋市農業委員会農地法第3条に係る許可基準の見直しについて
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について (事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について (事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
- 4 その他

人・農地プラン 事務連絡

5 出席委員

1番	池田 和浩	2番	石橋 正通	3番	太田由美子
4番	加藤 正雄	5番	河合 孝子	6番	_
7番	小林 澄夫	8番	小林 尚美	9番	近藤 好幸
10番	_	11番	陶山 哲	12番	高畑 隆一
13番	_	14番	中野 安男	15番	
16番	日向 勉	17番	_	18番	藤城ひろみ
19番	_	20番	_	21番	松井 耕治
22番	_	23番	_	24番	村松 史子

- 6 欠席委員 河根 規雄、酒井 保、高部 宏生、彦坂 幸 廣田 良二、星野 鉄典、前田 裕子、水野 敏久 村松 桂子
- 7 職務のため出席した者(事務局)農業委員会事務局 5名 農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 2 月総会を開会いたします。 近藤会長、よろしくお願いたします。

会 長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、豊橋市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、 私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたし ます。

議 長 本日は、1月14日からの国の緊急事態宣言を受け、出席委員 を別紙のとおりとし、進行することといたします。

> また、会議時間の短縮のため、事務局の説明は要点を抑え、 できるだけ手短かにお願いします。

なお、出席委員は、24名中15名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に ついては、私から2名指名したいと思いますが、異議ございま せんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認め、議席番号 14 番中野安男委員、同 18 番藤城 ひろみ委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、12日の書類説明会、農業委員による現地調査及び18日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料1ページをご覧ください。農地法第3条関係は、番号1番及び2番の申請地で雑草が伸びていた件について、両案件とも許可されたのち、令和3年3月末までに雑草を刈り農地に復元するとのことです。

番号6番から8番までの営農型太陽光の案件について、農地利用されていなかった田原市にある所有農地2筆のうち、1筆は令和3年1月29日付の現況証明により2月16日付で農地から宅地へ地目変更されました。もう1筆は2月16日付で農地復元を確認しました。

その他について変更、取下げ等はございません。

本日は議案のほかに資料1-1として番号2番の農地所有適格 法人が農地を取得する案件、番号6番から8番までの営農型太 陽光の案件について、18日の審査会にて実施した聞き取りの概 要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法4・5条関係について、これまでの対応状況につきましては、補助資料5ページ5条番号8番について、書類説明会では、盛土等を確認中と説明しましたが、隣接農地がある南側はコンクリートブロック擁壁を設置し、最大60cmの盛土を行うとの確認が取れました。

その他変更・取下げ等はございません。

よろしくお願いたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に

目を通してください。

(精読時間5分)

議 長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。 これより議事に入ります。

資料1の議案第76号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局はい、議長。説明させていただきます。

議案第76号、1ページをご覧ください。

番号1番から9番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当はしませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

番号9番は申請者の年齢が70歳を超えていますが、健康状態に問題はなく、息子が後継者となる予定です。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委員「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することとし、番号7番は議案第78号農地法第5条番号3番の営農型太陽光発電設備による区分地上権の設定のため、許可日については豊橋市長と調整のうえ決して異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議 長 続きまして、議案第77号「農地法第4条の規定による許可申 請について」を議題といたします。 番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局はい、議長。説明させていただきます。

議案第77号、3ページをお願いします。

番号1番につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、 立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題あり ません。

また、周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣接地が申請地所有者と同一である旨の記載があります。

その他、詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに 決しました。

議 長 続きまして、議案第78号「農地法第5条の規定による許可申 請について」を議題といたします。

番号1番から14番までの14件を一括上程いたします。

内容について事務局に説明を求めます。

事務局はい、議長。説明させていただきます。

議案第78号、4ページ及び5ページをお願いします。

番号1番から14番までの14件につきましては、書類説明会時 にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満た し、申請地についても問題はありません。

信用性について、番号7番及び13番は始末書が添付されています。その他の案件については特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については全案件とも該当

ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障について、隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番、5番から7番、12番、13番です。隣地承諾書の添付があるか承諾を得た旨の記載がある案件については、番号2番から4番、8番から11番、14番です。

一時転用については、番号3番が該当し3年の一時転用計画で 農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については該 当ありません。

その他、詳細につきましては、議案をご覧ください。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として豊橋市長に進達すること とし、番号 10 番は農地法第 5 条第 4 項の規定により、愛知県農 業会議の意見を付したうえ豊橋市長に進達することに決して異 議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案はさように決しました。

続きまして、議案第79号「農地転用許可後の事業計画変更承 認願いについて」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局はい、議長。説明させていただきます。

議案第79号、6ページをお願いします。

番号1番については、太陽光発電設備を建設するにあたり、 所有者との間で賃料等の折り合いがつかなかったため転用事業 者を変更するために行うものです。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに 決しました。

続きまして、別添資料 1-2 の議案第80号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号1番及び2番の2件、利用権設定の番号1 番から113番までの113件、合計115件を一括上程いたします。

内容について事務局に説明を求めます。

事務局はい、議長。

議案第80号農用地利用集積計画について、説明させていただきま。

農地流動化の申出があったもののうち、1月29日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条(農用地利用集積計画の作成)の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。

1ページの所有権移転につきましては、2件4筆7,099㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、2月18日の農地審査会において、池田会長職務代理者、日向会長職務代理者に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。

次に2ページから18ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が113件268 筆244,983.63 ㎡です。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、

1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること

2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

- イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的 に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること
- ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認 められること

の各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいまの事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第81号「相続税 納税猶予に関する適格者 証明について」を議題といたします。

番号1番及び2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局はい、議長。説明させていただきます。

議案第81号7ページをご覧ください。

番号1番は水稲、畑作及び果樹による経営です。

番号2番は畑作による経営です。

それぞれの特例適用農地における作目又は農地の状態は、 備考欄に記載のとおりでした。

この2件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、 議案に記載の推進委員の方に、現地調査および相続人からの聞 き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を 行おうとする適格者であることを確認していただきました。 なお、市街化区域内の農地は、それぞれ2筆ずつありました。 以上です。

議 長 内容ついては、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第82号「相続税納税猶予に関して引き続き 農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたしま す。

番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局はい、議長。説明させていただきます。

議案第82号 8ページ及び9ページをご覧ください。

議案第82号は継続して納税猶予を受けるため3年ごとの更新 の証明です。

番号1番は水稲及び畑作による経営です。

番号2番は水稲による経営です。

番号3番は畑作による経営です。

番号4番は水稲、畑作及び果樹による経営です。

番号5番は畑作による経営です。

番号6番は畑作による経営です。

番号7番は施設園芸による経営です。

番号8番は水稲及び畑作による経営です。

それぞれの特例適用農地における作目又は農地の状態は、 備考欄に記載のとおりでした。

この8件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、

相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

なお、市街化区域内の農地は、番号3番、5番から7番については、特例適用農地の全てが、8番については2筆が該当いたします。

以上です。

議 長 内容ついては、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

村松史委員 はい。番号3番だけ続柄が子で、後はすべて長男とか養子な

ど具体的な続柄で記載されていますがなぜなのですか。

事務局はい、議長。

当初の申請時の記載が子となっていたためそのまま記載しま

した。

村松史委員
それはおかしくないですか。統一すべきではないですか。

事務局はい、議長。

今まではそのやり方でやってきましたが、村松委員がおっしゃるとおり統一した標記にすべきと思いますので、次回から直します。

村松史委員 よろしくお願いします。

議 長 他にはありませんか。

委員「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑

を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを承認することに 決して、異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、資料2の議案第83号「農地等の利用の最適化の 推進に関する指針の見直しについて」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局はい、議長。説明させていただきます。

資料2の議案第83号「農地等の利用の最適化の推進に関する 指針の見直しについて」をご覧ください。 この「指針」につきましては、3年ごとに農業委員、農地利用 最適化推進委員の改選と同時期に見直し、検討をすることにな っております。

従いまして、今年度が見直しの時期となっております。事務局で見直し案を検討し、12月の総会でご説明させていただきました。さらに推進委員の方々にも見直し案をお示しし、ご意見をいただきました。その意見を基に、事務局で再度検討を行い、2月18日の運営委員会にて最終的な承認をいただきましたので、今回の総会にて見直し案をお諮りいたします。

変更点は、新旧対照表にございます第1「基本的な考え方」の 下線部分について、細部の表現や主旨に沿った範囲内で調整、修 正をさせていただきました。

なお承認後は、ホームページ等で公開してまいります。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 内容ついては、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、資料3の議案第84号「豊橋市農業委員会農地法 第3条に係る許可基準の見直しについて」を議題といたします。

内容については、事務局に説明をお願いします。

事務局はい、議長。説明させていただきます。

資料3の議案第84号をご覧ください。

2月12日の書類説明会の際にご説明いたしました農地法第3条許可申請時において、申請地が遊休農地化した場合及び申請地に200㎡未満の農業用施設があった場合の取扱いを既存の「豊橋市農業委員会農地法第3条に係る許可基準について」に反映させるために見直すものでございます。

具体的には、新旧対照表にありますように第5条に遊休農地 の場合は第4項、200 m²未満の農業用施設の場合は第5項を新た に加えるものでございます。

その他下線部分のように語句の言い回し等も併せて見直しを しました。

ご審議の程よろしくお願いたします。

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 長 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願い ます。

「進行」 委 員

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質 議 長 疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに決して異議ご ざいませんか。

「異議なし」 委員全員

異議なしと認めます。 議 長

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしま した。

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

はい、議長。報告させていただきます。

議案の10ページをお願します。

報告第1号の番号1番及び2番の2件、及び11ページからの 報告第2号の番号1番から21番までの21件については、いず れも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要 件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の 日付で受理しました。

次に14ページをお願いします。

報告第3号の番号1番から3番までの3件については、農地 所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出 するものです。報告書をもとに農地法第2条第3項各号に定め られた要件を満しているか確認をします。

①法人形態要件とは、農事組合法人、株式会社、合名会社、 合資会社、合同会社のいずれか 株式会社の場合は、公開会

12

議

事務局

社でないものつまり株式譲渡制限があるものとなります。 有限会社はみなし株式会社として扱います。

- ②事業要件とは、売上高の過半が農業関連であること。
- ③議決権要件とは、法人の議決権の過半が農業関係者であること。
- ④役員要件とは、役員の過半が農業関連の常時従事(150日以上)する構成員であり、かつ一人以上は農作業に従事する人(60日以上)以上の4つの要件を確認します。

番号1番及び3番は、農地法第2条第3項各号に定められた 要件を全て満たしてあることを確認しました。

番号2番については、法人形態要件、事業要件、議決権要件 は満たしていました。

役員は2人で2人とも常時従事者ですが、1人が議決権を持っていないため構成員とは、認められず、役員要件である「農業に常時従事する構成員」には該当しません。

そのためこの法人では「農業に常時従事する構成員」は1人で、過半には達していませんでした。

従いまして、この法人に対して次回の報告までに役員要件を みたすよう備考欄に記載の指導を行いました。

次に15ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から8番までの8件については、備考欄に記載の農地法第3条許可及び利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に17ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から3番までの3件については、20年 以上非農地であることの現況証明願いです。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、2月22日付けで証明 を行いました。

報告は以上です

議 長 報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。 以上で、農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項 に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長 次に「人・農地プラン」について、農業企画課の担当から説明 があります。

お願いします。

農業企画課 <説明>

議 長 今の説明について質問等がございましたらお願いします。

【質疑・応答】

議 長 他にありませんか。

なければ、次に連絡事項をお願いたします。

<連絡事項>

議 長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

委員の方は、本日配布された「資料 1」及び書類説明会資料等

をその場に置いて退席をお願いします。

(午前 10 時 48 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和3年2月25日

議 長 (会 長)

議事録署名者 (14番 中野 安男 委員)

議事録署名者 (18番 藤城 ひろみ 委員)